

# “0円”で治療を受けられることをご存知ですか？

～知らないで損する交通事故治療ハンドブック～



## ●突然の出来事に備えて知っておいてほしいこと。

交通事故の大きさに関わらず、事故によって心や体は傷つきます。

「交通事故に遭ってから、雨の日はきまって首が痛くなる・・・」

「整形外科へ行っても、精密検査をして薬(痛み止めと湿布)だけ・・・」

交通事故後の様々なお悩みやつらさは、多くの患者様を診てきた私たちには、痛いほどわかります。このパンフレットをご覧頂いているあなたや、ご家族、ご友人や同僚の方で、つらい症状を訴えられている方がいるなら、専門家としてぜひ力になりたいと思っています。

※この冊子では、正しい交通事故治療の受け方をご説明しています。

## 1 交通事故治療で大切な5つのポイント

### ●受けられる補償についてはきちんと知っておきましょう！

- ①出来る限り通院することで、早期回復だけでなく後遺症のリスクを減らせます。
- ②保険会社への対応は、専門スタッフのいる当院にご相談下さい。
- ③治療以外にも休業補償などの各種補償を受けることができます。詳しくはご相談下さい。分かりやすく説明させていただきます。
- ④慰謝料は通院日数によって決まります。詳しくはご相談ください。
- ⑤交通事故の補償は、ご自身で掛けられている傷害保険や生命保険、業務中の事故の場合は労災保険からも補償を受けることができます。



まずは、めぐみはり・きゅう整骨院へご相談ください。

交通事故に遭った後は、治療だけすればいいだけでなく、各種補償を受けるための手続きも必要です。場合によっては被害者自身が保険会社と交渉しなければいけない場合もあります。保険会社(の担当者)にもよりますが、「説明が専門的な言葉ばかりでわかりにくい」「対応に納得できない」「示談を強要された」という例もあります。

当院は、交通事故治療の専門家として、治療技術と補償などに関する専門知識の両方であなたを全力サポートします。万が一訴訟に発展した場合でも、交通事故訴訟に強い弁護士や行政書士と提携しておりますので、安心してご相談下さい。



## 2 なぜ交通事故の治療は0円で受けられるの？

### ● 車やバイクには、自賠責保険に加入する義務があります。

自賠責保険とは自動車(車やバイクなど)を所有する場合は絶対に入らなければならない強制保険で、他人に対する死傷事故の場合にのみ使うことができます。自賠責保険の補償の上限は、死亡:3,000万円、介護が必要な後遺障害:最高4,000万円、傷害:120万円です。(この金額を超える場合は任意保険の対人賠償で支払われます。)交通事故によるケガの治療は、自賠責保険の支払い対象に含まれていますので、基本的には窓口での負担なく、治療を受けていただけます。



### 自賠責保険での補償内容

- 1.通院補償**・・・交通事故の治療の場合は、1回の通院につき平均4,200円/日※の慰謝料が支払われます。※支払基準は2通りあります。
- 2.休業補償**・・・重い症状で休業を余儀なくされた場合でも、休業補償を受け取ることができます。サラリーマンやOL、個人事業主から主婦の方、失業中や就活生まで、決められた計算式に基づき支払われます。
- 3.交通費**・・・ガソリン代、駐車料金、電車代、バス代は領収書なしで実費を請求できます。タクシー代は、利用の相当性が認められれば、領収書を提出することで請求できます。
- 4.その他**・・・弁護士費用や将来の手術費や治療費、慰謝料や葬儀費用などがあります。限度額はありますが、実際の出費から将来の減収分までほとんどが認められます。

## 3 交通事故のケガの治療は整骨院？整形外科？

### ● 精密検査でもハッキリと確認できないケガがあります！

『整形外科では電気治療、牽引治療、投薬(シップや痛み止め薬)のみで、継続的に通院してもあまり改善が実感できなかった。』そんな話を、当院に来院された患者さまよりよくお聞きします。また、『週何回通院したらいいの?』と整形外科の先生に質問しても、ハッキリと答えてくれないそうです。交通事故のケガの中でも、特にむち打ちはレントゲンなどの精密検査でもハッキリとした状態が確認できないケガであり、専門的な治療でなければなかなか改善は難しいです。

#### また、よくあるケースとして・・・

事故直後はあまり痛みがなかったために、施術を受けずに示談したら、「後になって症状が出てしまった」ということもあります。示談をしてからは、自動車保険を使つての治療(=窓口負担0円で治療を受けることのできた権利)を受けることができません。

当院では、治療計画をきちんとご説明させて頂き、できるだけ事故前の体に戻っていただけるよう最適な治療を行っております。事故後に痛みや違和感などがなくても、将来のことを考えてまずは当院へご相談下さい。



## 4 どのくらいの期間通院すればいいの？

### ● 早期の治療開始としっかりした治療が最も重要！！

前述のとおり、交通事故のケガ、特にむち打ちは精密検査での確認がほとんどできません。さらに、電気治療や湿布や鎮痛薬がメイン治療だった場合、後遺症のリスクを下げることはできません。後遺症のリスクをなるべく下げるためには、交通事故治療の臨床経験豊富な治療家による治療を受けることが大切です。お体が安定するまでの期間は出来る限り通院することで、痛みなどの症状の早期改善だけでなく、後遺症のリスクを下げることに繋がります。頑張って通院治療していきましょう！

## 5 よくあるご質問



「何回くらい通院すればいいの？後遺症が出るのはイヤ！」

お怪我の程度には個人差があるので、決まった通院回数はありませんし、治療によって確実に後遺症が防げるということではありません。

残念ながら後遺症のリスクはゼロには出来ません。後遺症になるかどうかは、精密検査をしても確定はできません。「〇〇回施術を受けたら治るとか、〇〇回以上通院しないとイケない」ということではありませんが、続けて治療した方が、後遺症になるリスクは下げることができます。実際、「あの時もう少し治療を続けておけばよかった」と仰られる方もいます。

当院は、交通事故でのケガに対する専門的な治療技術と知識を有する治療院として、多くの患者様の交通事故後の後遺症の不安を和らげております。安心してお任せください。



「交通事故治療は、具体的に体のどこを施術するの？」



施術は、基本的に医師の診断がされた部分です。

たとえば、医師が首のむち打ち(ねん挫)や手足の打撲などの診断を下した場合、その部分を施術します。従って、首の診断しか出ていないのに、腰の施術をするということは基本的にできません。ただし、損害保険会社と医師と相談の上、痛む部分と事故との因果関係が認められた場合は施術をすることが可能になります。損害保険会社とは、当院が対応いたしますので、しばらく経ってから出た症状でも、我慢せずにご相談ください。



「治療費はどうなるの？」

交通事故の場合、自賠責保険等により治療費がまかなわれますので、当院での窓口負担はありません。

「毎日通ってもいいの？」

1日1回であれば大丈夫です。

治療開始当初は、なるべく継続した通院をお勧めします。初期症状が軽くても、後から痛みが強くなる場合があるからです。

「現在、他の病院・整骨院に通院しているのですが・・・？」

交通事故の場合、定期的に病院へ通院しながら当院で治療を受けることが可能です。また、他の医療機関からの転院も可能です。



「子供も通院していいの？」

お子様の治療も可能です。  
交通事故によるケガの治療は年齢関係なく受けていただけます。

「保険会社のやり取りは？」

治療費の請求や治療経過の報告など、すべて当院で代行致します。安心して治療に専念してください。

「交通事故でも労災が使えますか？」

通勤途中、工作中的交通事故は労災保険も使えます。  
休業補償については100%補償を受けることができます。ただし、労災保険と自動車保険を二重に請求することはできません。



「加害者側の保険会社から提示された過失割合に納得できません。どうしたらいいですか？」



なぜそうなるのか詳しく聞いて、当院へご相談ください。  
保険会社が提示した過失割合は納得いかない算定の場合もあります。正しい事実に基づき主張すれば過失割合が変更される場合もあります。納得行かないからといって泣き寝入りする必要はありません。当院では、弁護士や行政書士と提携しておりますので、安心してご相談ください。

「交通事故の治療が終わり後遺症が残りました。医師に後遺症認定をお願いしても無理でした。どうしたらいいですか？」

複数の医師に検査・診断してもらうことも可能です。  
セカンドオピニオンを利用して他の医師の診断を受けることは可能です。また、示談前に、示談書に「示談後に発生した後遺障害(第〇級)を超える障害については別途保証する」などの一文を入れておくとスムーズな交渉が可能です。



## 6 当院スタッフの交通事故現場での対応

◎ 当院のスタッフは、万が一、交通事故現場に遭遇したときのために、以下の対応ができるよう日々訓練しております。



### 1 けが人の救護と道路上の危険除去

- ▶ 加害者・被害者を問わず負傷者がいた場合は速やかに救護をする。
- ▶ 後続車の誘導や、ガラス片などの除去による二次災害の防止に努める。

### 2 警察への届出をご案内

- ▶ 事故にあったらまず警察に連絡をする。事故の大小の自己判断は禁物です。警察への届出を怠ると保険会社に治療費を請求する際に必要となる「交通事故証明書」が発行されません。

### 3 被害者及び加害者の確認

- ▶ 被害者・加害者両方の氏名・住所・連絡先を確認して事故解決に協力します。

### 4 事故状況の記録

- ▶ 事故現場の痕跡やブレーキ痕、壊れた自動車の状態や部品、加害車両や被害車両の写真を撮影して事故解決に協力します。

### 5 事故当事者の保険会社に事故の連絡

- ▶ 任意保険をかけている場合は、事故後の各種手続きの代行や費用の請求することが出来ます。連絡後、損保会社によって過失割合の算定が行われ費用が算出されます。

### 6 必ず病院や整骨院の受診をお勧め

- ▶ 事故後は体も神経も緊張状態にあるため、事故後しばらくしてから痛みやダルさなどの症状が出る場合があります。怪我の程度に限らず、専門家の受診をお勧めします。

### 7 交通費の領収書など必要な書類の保管等を説明

- ▶ 通院のためにバスや電車などを利用された際の交通費も請求できます。休業損害や付添看護費など補償内容を分かりやすく説明します。

## 患者様の事例

めぐみはり・きゅう整骨院で交通事故治療を受けた吉田さん

職業 スノーボードショップ店長 通院歴 約半年 通院回数 週3回

### 通い始めた理由

それまでなら支障のなかった私の生活が、突然巻き込まれたタクシーとの正面衝突事故で一変しました。一時は心肺停止を引き起こすほどの大事故でした。なんとか一命を取りとめたものの外傷性脳挫傷と右大腿骨粉碎骨折で、約2ヶ月間の集中治療室生活を余儀なくされました。「粉碎骨折は脳の症状が落ち着いてからでない」と右足の手術はできない」ということで、足は折れたままボルトで固定される始末。手術で金属プレート固定されてからは、骨が安定するまで車椅子生活を送る羽目になりました。いざりハビリが始まって、長期間固定されていた右足は思うように動かず、主治医には「もうこれ以上、膝を曲げることはできないでしょう」と言われました。そんな絶望感の中、兄から「いい治療院があるよ」と教えてもらい、めぐみはり・きゅう整骨院さんへお世話になることにしました。

ちょっとでも「痛い!」と言えば、それ以上はしない病院のリハビリセンターとは違い、めぐみはり・きゅう整骨院さんでは、膝の可動域を良くするための専門的な治療を、約半年間していただきました。病院では「リハビリをしても膝の曲がる角度は、100度くらいまでの回復しか見込めないでしょう」と言われていたのですが、135度まで曲げられるまでに回復し、駆け足もできるようになりました。



### 先生からのメッセージ



始めの頃は痛みで弱音を吐くこともありましたね。1日でも早く元通りの生活に戻れるように、熱意を持って治療していきました。順調に可動域が広がる一方で、痛めた右足をかばって生活していたので、姿勢や筋肉バランスが崩れていました。このため、痛めた足の可動域の改善だけでなく、姿勢バランスの調整や筋力アップエクササイズも積極的におこないました。治療開始から半年ほどで、驚くほどの改善が見られました。きっと、「またスノーボードがしたい!」という希望を叶えるための、彼自身の努力が大きかったと思います。私が教えたセルフケア方法もしっかり実践してくれていたようですし、吉田さんの回復を心からうれしく思います。

**当院だからできる専門的な治療が、あなたの身体を変えていきます!**

事故に遭われたり、「昔のケガだから」と普通の生活をあきらめかけている方も、あきらめずに是非一度、当院へお越し下さい。当院だからできる「症状に合わせた専門的治療」で、つらい症状を改善へ導きます。めぐみはり・きゅう整骨院では、あなたのお体の状態をしっかりと把握し、効果が実感できる専門的な治療をおこない、健康的な体を取り戻すお手伝いを致します。ひとりで悩まず、お気軽にご相談下さい。